

3月定例会 議案審査 総務環境委員会

行政改革推進委員会の名称等を見直す条例改正

問 行政改革推進委員会での議論等は。

答 委員会からは、方針の内容や計画の名称変更は適当であるといった答申を受け、これからは長期的に行政を運営していく視点が必要となるといった意見をいただいた。今後は、市が有しているヒト、モノ、カネや地域の繋がりも含めたさまざまな経営資源をより積極的に活用しながら市民サービスの向上を図っていく。



ライフライン保全対策事業の実施に伴う分担金徴収条例の改正



着手前

完了後

問 対象となる道路及び事業の期限は。

答 国道、県道、市道、農道など全ての道路が対象となる。

期限については、県の要綱では平成31年度から3年となっている。市では令和2年度及び3年度の2年で16路線程度を実施する予定であるが、これですべて終わるということではなく、それ以降も検討は進めていく。

非常勤職員の公務災害補償の対象を見直す条例改正

問 対象となる会計年度任用職員は。

答 令和2年度当初のフルタイムの会計年度任用職員が対象となる。会計年度任用職員は901人の予定で、このうちフルタイムは123人であるが、職種によっては労働災害保険の対象となり本条例の対象にはならないため、実際に対象になるのは37人となる。



消防団員の処遇を改善する条例改正

問 特別報酬と出動手当の支給の考え方は。

答 災害対応など一つの活動において8時間以内を目途に出動班の交代を考えているが、8時間を超えるような長時間にわたる活動の場合に特別報酬を支給するという考え方である。支給額は7,000円以内だが、その都度、状況により額を定める。

出動手当については、消防団活動を、①災害に伴う出動、②災害に備えた訓練や警戒活動、③出初式などの消防団としての行事、④日ごろの各種点検といった4つに区分し、それぞれの状況により額を定める。



中継送水訓練の様子